



ゆいゆい八重瀬 しあわせプラン

第3次八重瀬町地域福祉(活動)統合計画

令和6年度～令和11年度
(2024年～2029年)

概要版



表紙の絵画は島尻特別支援学校、障害福祉サービス事業所に通う方の作品を掲載しています。



八重瀬町・八重瀬町社会福祉協議会



地域福祉推進の大切な 視点

地域福祉を推進するためには、個人、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能となります。それぞれの役割を踏まえ、住民一人ひとりの力（自助）を基本としながら、住民同士の力（互助）、社会保障等の相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）等、重層的に取り組むことが重要です。そのため、住民は自らの健康づくりを意識し介護予防活動に取り組むなど自発的に自身の生活課題の解決を図り、地域・福祉活動団体等は、それぞれが抱える生活課題について互いに協力し合い解決に向けて取り組むことが大切です。そして、行政は公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくことを通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

4つの“助”

基盤となるのは“自助”

- ◆ ボランティア活動に参加
- ◆ 自らの健康管理（セルフケア）
- ◆ 困りごとは抱え込まずに相談

自助を支えるのは“互助”

- ◆ 地域交流に参加
- ◆ 見守り活動
- ◆ 住民組織の活動

互助で難しい課題には“共助”

- ◆ 医療保険
- ◆ 年金制度
- ◆ 介護保険等社会保険制度及びサービス

自助・互助・共助でも難しい課題には“公助”

- ◆ 国・県・町などの福祉事業等
- ◆ 生活保護制度
- ◆ 人権擁護・虐待対策

地域福祉推進のパートナー

八重瀬町と八重瀬町社協は『地域福祉の推進』に向けてお互いに連携・協働しています。これからも協力体制を保ちながら地域福祉を推進するために、より一層のパートナーシップを図っていきます。

町役場（行政）

行政は、福祉サービス基盤の整備等に努めるとともに、地域住民や関係機関等の自主的な取り組みを支援するため、地域や関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、施策の総合的展開を図ります。

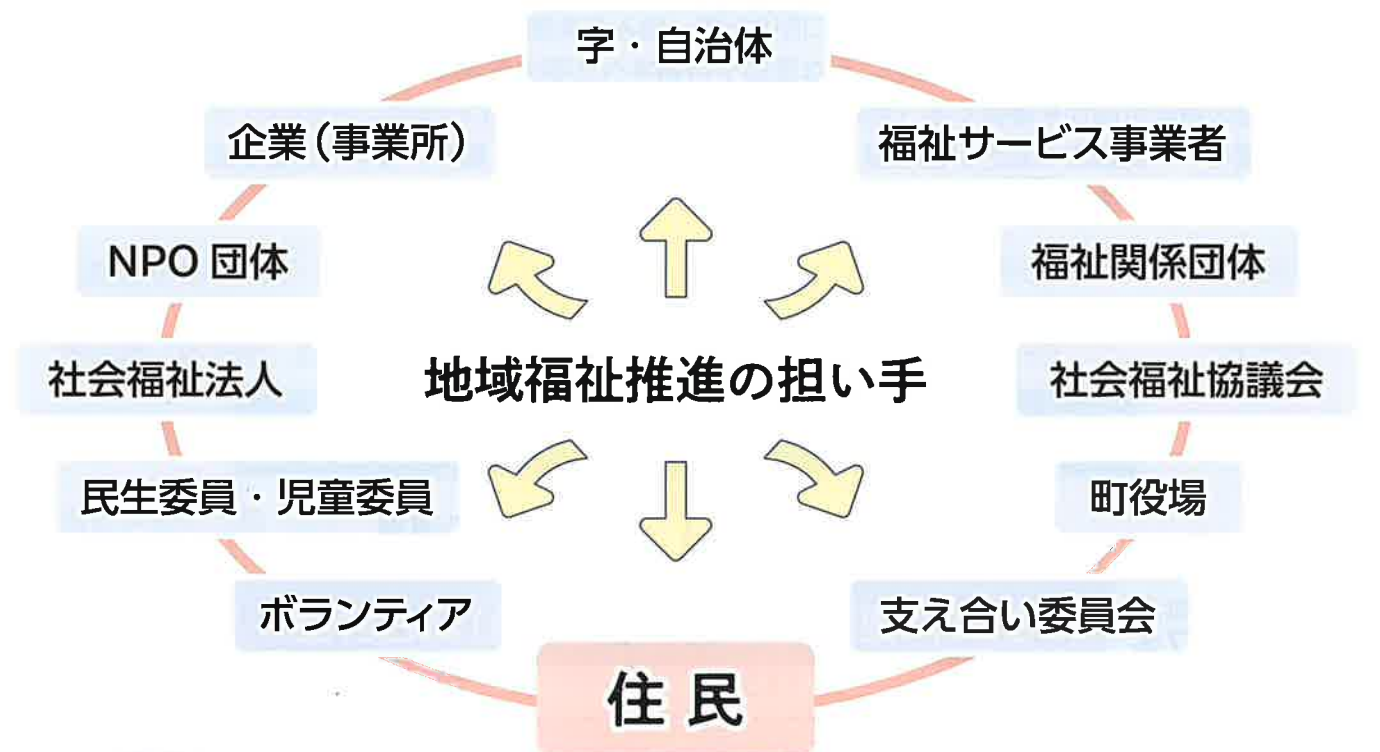
社会福祉協議会（社協）

民間の社会福祉法人として、地域福祉を推進する団体。地域で活躍する住民の方々と各種関係機関、専門職などの多様な主体の連携・協働による地域福祉を推進しています。

地域福祉推進の大切な 担い手

地域福祉の主体は「住民」であり、その対象者も「住民」です。また、地域住民には、住民一人ひとりのほか、福祉関係団体・福祉サービス事業者、地域団体、NPO団体、町内企業（事業所）、町内社会福祉法人等も含めた、地域で様々な活動をしている組織等も「住民」として地域福祉の担い手となります。

住民と行政が協働で共に生きる地域福祉のまちづくりを展開し、支え合いながら誰もが住みよい八重瀬町を目指していきます。



民生委員・児童委員

厚生労働大臣より委嘱された地域の身近な相談役。地域住民から様々な相談を受けて課題解決のために必要に応じて行政等の支援機関につなぐ役割を担う。また、地域住民がその地域の中で孤立しないよう、日々見守りや声掛けを行っている。

ボランティア

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動には、決まったかたちはなく、いつでも自分のできることから参加することができる。地域をより良くしていくことに役に立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っている。

支え合い委員会

八重瀬町には34の字・自治会があり、制度や福祉サービスだけでは解決できない住民の困りごとを住民自ら地域生活課題として受け止め、協議する場である。社協の担当職員と情報共有を図り、解決に向けた支え合い活動を展開しており、各字・自治会に設置を推進している。

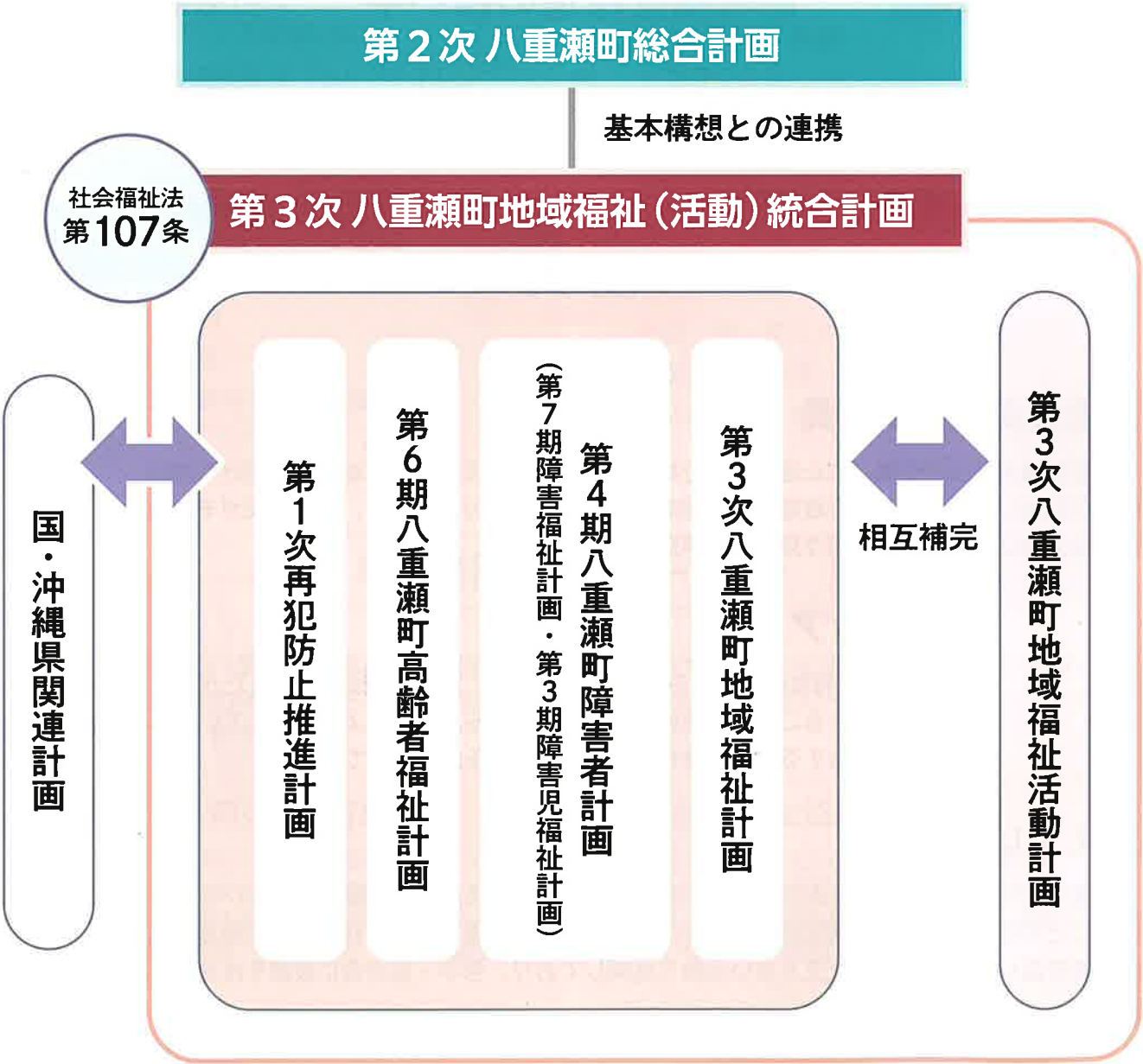
地域福祉（活動）統合計画とは

社会情勢の変化に伴う課題に対処し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他各分野の福祉における共通的な事項を、地域住民等の参加を得て策定した計画です。

近年、少子高齢化、単身世帯の増加や住民同士の繋がり希薄化などの影響により、福祉ニーズは複雑化・複合化しています。さらに、地域社会における支え合いの基盤が弱まる中、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず深刻化しているケースが増えており、誰もが安心して生活できる地域づくりが急務となっております。また、高齢者や障がい者など、制度や分野の枠組みにとらわれるのではなく、地域全体の地域生活課題として捉え解決に向けた取り組みを実施することが重要です。

地域福祉（活動）統合計画は、このような課題や目指すべき姿の実現に向け、地域の資源を最大限に活用し社会の持続可能性を確保する「地域共生社会の実現」を目指しています。

本計画は、八重瀬町の総合計画と整合性を保ちながら、高齢者・障がい者など分野別の個別計画を統合し、再犯防止も含めた総合的な計画を策定しています。



地域福祉に関する八重瀬町の基礎情報

項 目	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	31,681	32,274	32,564
年少人口（0～14歳）	6,161	6,337	6,506
生産年齢人口（15～64歳）	18,507	18,727	18,694
老年人口（65歳以上）	7,013	7,210	7,364
高齢者のみ（世帯）	1,241	1,277	1,320
高齢者単身（世帯）	1,856	1,960	2,067
要介護（要支援）認定（人）	1,151	1,089	1,125
身体障害者手帳交付数（人）	1,268	1,622	1,953
療育手帳交付数（人）	380	398	423
精神障害者保健福祉手帳交付数（人）	427	463	485
重度心身障害者医療費助成認定（人）	641	654	663
生活保護受給（世帯）	312	303	252
生活保護人数（人）	390	360	287

※データ提供元：社会福祉課・住民環境課・県介護保険広域連合

項 目	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	8,118	9,598	10,641
1世帯あたりの人員（人）	3.2人	3.0人	2.9人
子どものいる世帯（世帯）	4,240	4,994	5,449
労働力総人口（人）	13,015	13,418	14,322
就労している高齢者（人）	783	1,029	1,675
就労している高齢者の割合（%）	16.6%	18.3%	24.2%

※データ：各年国勢調査【各年10月1日現在】

町民意識調査等から見えてきた **9** つの福祉課題

より多くの町民の意見を本計画に反映するため、町民意識調査や高齢者アンケート、障がい者アンケート、ワークショップを実施いたしました。意見を集約・分析し、9つの福祉課題に整理しました。

これら9つの課題の解決に取り組むため基本目標を5つ掲げています。基本目標にはそれぞれ行動目標を掲げ、行動目標を実現するために期待される住民の役割や町・社協の役割等を整理しました。それぞれが主体となり目標達成に向け取り組むことが重要です。

1. 住みよいまちづくりの推進

- ① 道路環境・交通の便、公園・遊び場・憩いの場、医療環境の充実について、地域間で差がある。
- ② 就労に繋がりがやすい環境、困りごとの相談先や情報入手の利便性、防災体制・組織体制の充実に対する町民の評価が低い。

2. 豊かな社会関係（繋がり）の構築

- ① ひきこもり・社会的孤立の背景から孤独死は高齢者だけでなく、全世代の課題である。
- ② 近所付き合いの希薄化、近所付き合いに対して否定的な意見の増加。

3. 字・自治会を中心とした地域活動の推進

- ① 自治会加入率の低下。
- ② 地域組織（子ども会、青年会、老人会等）の活動参加が2割程度と低い。
- ③ 清掃活動や地域行事等活动に対して多様な意識や無関心層の増加。

4. ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動参加者の高齢化。
- ② 台風時や災害時の手助けが必要。
- ③ ボランティア活動に関する情報が不足。

5. 日常生活上の不安と必要な支援

- ① 保健福祉サービス・活動の充実。
- ② 地域相談窓口、成年後見制度や専門相談窓口の周知率が低い。
- ③ 支援が必要な人に手助けをしたいが、支援法が分からない。

6. 社会福祉に関する町民意識の向上

- ① 保健・医療・福祉情報提供体制の強化。
- ② 在宅福祉サービスの充実。
- ③ 福祉情報提供媒体の拡大が必要。

7. 社協、民生委員・児童委員の周知率の向上

- ① 社協事業・活動の周知率が低い。
- ② 民生委員・児童委員活動を知らない人が多い。
- ③ 地区担当民生委員・児童委員を知らない人が多い。

8. 福祉のまちづくりと福祉教育の推進

- ① 地域の助け合い活動について無関心な人が多い。
- ② 児童・生徒や一般町民に対する福祉教育の充実強化。
- ③ 地域や社会福祉施設の機能を活かした福祉教育が不足。

9. 防災・減災対策と町民意識の高揚

- ① 避難場所周知度が低い。
- ② 災害時避難についての不安が大きい。
- ③ 防災バッグを常備する等の防災対策が不十分。
- ④ 自力で避難できない人が把握できていない。

基本理念

地域住民を主体として、結の心で支え合う ふれあいのまちづくり

社会福祉法における地域福祉の推進は、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現（地域共生社会の実現）」を目指すものとしています。

町の最上位計画である八重瀬町総合計画と整合性を保ち、住民、事業所、行政、社協、地域の各種団体や関係機関等との連携のもと福祉活動の支援など、町全体の地域福祉の充実に向けた実践的な取り組みを推進していきたいという考えから、地域福祉（活動）統合計画が目指す基本理念は、第1次・第2次計画を継承し基本的な理念を示します。

基本目標

基本目標 1 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、町民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。町は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、町民と協働して取り組みを進めていきます。保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりや世代や分野を問わない居場所づくり等を町民と対話を図りながら進めていきます。

基本目標 2 結の心で支え合う健康・福祉のまちづくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしくいきいきと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくります。

また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できること、そして就労を希望する方が就労に繋がりがやすい仕組みづくりが必要です。このような情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 4 調和のとれた安全・安心なまちづくり

ユニバーサルデザインの視点で、バリアフリー整備を推進すると共に、災害時避難行動要支援者を含めた防災対策や再犯防止等を含む防犯対策を推進し、安全と安心のある地域づくりに取り組みます。

基本目標 5 地域福祉推進のための人・組織づくり

地域の福祉課題を解決するために中心となって取り組んでいただくための人材育成を目的とした研修等を実施します。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。

福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への理解を促進すると共に、町社協組織の充実・強化を図ります。

施策の体系

地 = 地域福祉(活動)計画 高 = 高齢者福祉計画

障 = 障害者計画 再 = 再犯防止推進計画

基本
理念

基本
目標

行動目標

町民の役割

地域団体及び福祉関係機関の役割

町・社協の役割

地域住民を主体として、結の心で支え合う ふれあいのまちづくり

1

協働の心でつくる
町民が主役のまちづくり

1-1

できることを活かして地域活動に参加しよう

- ・隣近所とあいさつや立ち話ができるような関係を続けよう。
- ・地域の集まりに参加し、自らの地域を知ろう。
- ・できることを活かして住民主体の活動に参加しよう。
- ・地域の子どもは、地域で守り育てていけるよう子育て支援に積極的に参加し協力しよう。

1-2

地域の人みんなで気軽に集える場を広げよう

- ・地域懇談会や集会に積極的に参加しよう。
- ・住民同士「あいさつ」から始めよう。
- ・住民同士話し合いながら地域課題を自分事として考えよう。

1-3

福祉活動にかかわる人たちを育てよう

- ・地域の組織活動を通して、日常的な生活の場での助け合い、支え合いの意識を高めよう。

2

結の心で支え合う
健康・福祉のまちづくり

2-1

日頃から地域での繋がりを強くしよう

- ・日常的な近隣住民間の助け合いを継続しよう。
- ・地域の見守り活動に参加し、地域住民間の結束力を高めよう。
- ・小地域福祉活動計画を知ろう。

2-2

お互いを理解し思いやりの心を広げよう

- ・地域で人権や福祉教育について学び・考え・行動できるよう、まちづくりに参加しよう。
- ・福祉教育に参加し、福祉活動について関心を持とう。
- ・毎年健康診断を受診し、自身の健康づくりに関心を持とう。

2-3

みんなが支え手となるよう行動しよう

- ・地域行事や活動に関心を持とう。
- ・地域を支える人材として研修等に積極的に参加しよう。

- ・地域の行事やイベントごとの情報発信をしよう。
- ・支え合い委員会で地域の福祉課題について話し合う場所を作ろう。
- ・商店・企業は、地域のイベント等の開催に協力し、地域づくりに参加しよう。
- ・福祉関係機関は、積極的に地域に参加し、繋がりを作ろう。

- ・地域課題について話し合う場を企画しよう。
- ・世代間交流イベントなど誰もが気軽に集える場を作ろう。
- ・福祉関係機関は、支え合い委員会に参加し、専門的な助言と支援をしよう。

- ・地域福祉活動の重要性やリーダーの役割を理解し、リーダーの養成に協力しよう。
- ・当事者団体の活動場所として地域を活用しよう。
- ・福祉関係機関は、各種当事者団体の活動を通して相互の情報共有や地域貢献を支援しよう。

- ・地域の福祉課題解決のために、町や町社協と連携を図りながら体制を強化しよう。
- ・小地域福祉活動計画を策定しよう。
- ・商店・企業等は、町社協と見守り協定を結び、地域で孤立している方や孤立リスクが高い方の早期発見、円滑な支援に繋げよう。

- ・住民懇談会や福祉課題に関するグループワークを開催し、福祉の学びの場を持とう。
- ・商店・企業は、福祉教育に関するイベントを積極的に推進しよう。
- ・福祉関係機関は、福祉展への出展やボランティア活動等を通して福祉教育を推進しよう。

- ・町や町社協と協働し、地域で活動する人材を発掘育成しよう。
- ・支え合い委員会を継続して、地域の声に耳を傾けよう。
- ・福祉関係機関は、町内の社会福祉関係機関の連携を強化し、地域における公益的事業に取り組もう。

- ・地域活動への参加促進の支援 地 高 障
- ・介護予防事業の充実・強化 地 高
- ・子育て支援の推進 地 障
- ・障がい者の社会参加促進 地 高 障

- ・地域課題の把握と共有 地 高
- ・地域活動やボランティア団体等各種コミュニティ活動の支援 地 高 障
- ・字・自治会への加入促進 地

- ・当事者団体の活動支援リーダー養成 地 高

- ・見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進 地 高
- ・小地域における助け合い活動の推進 地

- ・福祉教育の推進 地 高 障
- ・健康づくりの推進 地 高 再

- ・地域福祉推進資源の強化 地 高
- ・研修制度の強化、専門職員の配置・育成 地 高 障

基本
理念

基本
目標

行動目標

町民の役割

地域団体及び福祉関係機関の役割

町・社協の役割

地域住民を主体として、結の心で支え合う ふれあいのまちづくり

3

利用しやすい
福祉サービスの仕組みづくり

3-1

みんなで困りごとを受け止め安心に繋げよう

- ・困りごとについて、一人で抱え込まずに相談しよう。
- ・地域相談窓口の開所日を知ろう。
- ・地域の民生委員・児童委員を知ろう。

3-2

福祉の情報を広く発信し合おう

- ・町の発信する情報をキャッチしよう。
- ・キャッチした情報は家族や知人と共有しよう。

3-3

自分とみんなの権利を守ろう

- ・判断能力が不十分な方などが、不利益を被らないよう成年後見制度等の情報を周知し合おう。
- ・虐待やDVの相談窓口を把握しよう。
- ・近隣住民に虐待の疑いがある場合、町に通報しよう。

3-4

働きやすい環境をつくろう

- ・就労に関する悩み事や困りごとなど相談してみよう。
- ・様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解し、社会的課題を把握しよう。

4

調和のとれた安全・安心なまちづくり

4-1

誰もが地域に出やすい環境をつくろう

- ・住民同士、お互いに思いやり、みんなが暮らしやすい町にしよう。
- ・地域にあるお宝を大切に、資源の利活用と住みよい環境を作っていこう。

4-2

防犯・防災の意識を高めよう

- ・日頃から隣近所、地域住民と交流しよう。
- ・地域での防災や防犯の活動に積極的に参加しよう。
- ・自らの身を守るため、防災対策に関心を持ち情報を収集し、非常時に備えよう。

5

地域福祉推進のため
の人・組織づくり

5-1

地域福祉活動のリーダーをサポートしよう

- ・地域の活動に関心を持ち情報を収集しよう。
- ・民生委員・児童委員、支え合い委員の役割や活動を理解し、地域の助け合い活動に参加しよう。

5-2

八重瀬町社協活動を知ろう・協力しよう

- ・社協会費や赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金で実施されている社協事業を理解し協力しよう。

- ・相談者が相談しやすい仕組みを作ろう。
- ・地域住民の立場から、相談者に寄り添う姿勢を心がけよう。
- ・福祉関係機関は、出張説明会等を実施し、地域の方に取り組みを伝えよう。

- ・公民館等にポスターを掲示して情報を広めよう。
- ・商店・企業は、福祉情報のリーフレットやポスターを積極的に設置しよう。
- ・福祉関係機関は福祉の専門職として、福祉に関する情報提供に努めよう。

- ・虐待の疑いがある家庭が地域内で孤立しないよう、情報共有は慎重に行おう。
- ・万引き等の犯罪は、判断能力の低下や家庭環境が影響している可能性があるため、町や社協と情報を共有しよう。

- ・様々な事情により暮らしづらさを抱えている人が身近にいることを理解し、課題を整理しよう。
- ・福祉関係機関は、農福連携など地域産業との連携、活用を検討してみよう。

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を持って、地域の生活環境や行事を検討してみよう。
- ・福祉関係機関は、日頃の事業活動を活かし、地域の環境整備や社会参加に向けた助言や取り組みを支援しよう。

- ・防犯・防災に関する情報収集及び情報共有ができるよう努め、意識の高揚を図ろう。
- ・日頃より通学時の子どもの見守りや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力しよう。

- ・それぞれの団体の活動を通して、地域福祉活動を推進する人材の発掘と地域の活性化に繋げよう。
- ・地域の一員として、地域活動へ協力・支援しよう。
- ・福祉関係機関は、専門性を活かして、地域活動を推進する人材へ活動助言や支援を行おう。

- ・社協会費・赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉活動を推進しよう。
- ・福祉関係機関は、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の福祉課題解決に向けた体制づくりに協力しよう。

- ・相談体制の確立 **地** **高** **障** **再**

- ・情報提供体制づくりの推進 **地** **高** **障** **再**

- ・権利擁護の仕組みづくりの推進 **地** **高** **障**

- ・虐待防止の仕組みづくりの推進 **地** **高** **障** **再**

- ・就労体制の充実 **地** **高** **障** **再**

- ・バリアフリー化の推進 **地** **高** **障** **再**

- ・移動交通手段の充実 **地** **高** **障**

- ・防犯対策の強化 **地** **高** **再**

- ・災害時避難行動要支援者対策の充実 **地** **高** **障**

- ・地域防災対策づくりの推進 **地**

- ・民生委員・児童委員の養成と研修の強化 **地**

- ・支え合い委員の養成と研修の強化 **地**

- ・安定的財源の確保 **地**

- ・八重瀬町社会福祉協議会の基盤強化 **地**

福祉に関する相談先

相談内容	相談機関	連絡先
福祉一般	八重瀬町役場 社会福祉課	098-998-9598
	八重瀬町社会福祉協議会	098-998-4000
高齢者・介護	八重瀬町地域包括支援センター	098-998-9598
障害福祉	八重瀬町役場 社会福祉課 障がい福祉班	098-998-9598
	相談支援センターハルハウス	098-998-8886
	相談支援事業所 沖身協	098-851-3998
児童・子育て	八重瀬町役場 児童家庭課	098-998-7163
	八重瀬町役場 子育て世代包括支援センター	098-998-1149
	子育て支援センター ぴっぴ	098-840-7870
虐待	【高 齢 者】八重瀬町地域包括支援センター	098-998-9598
	【児 童】八重瀬町役場 児童家庭課	098-998-7163
	【障がい者】八重瀬町役場 社会福祉課 障がい福祉班	098-998-9598
法律相談	八重瀬町社会福祉協議会 【第2・4水曜日 14時～16時開催】 ※事前予約が必要です。	098-998-8411
行政相談	八重瀬町社会福祉協議会 【第2火曜日 14時～16時開催】	098-998-8411
	八重瀬町役場 総務課 【第4火曜日 14時～16時開催】	098-998-2000
暮らし・仕事	沖縄県就職・生活支援・パーソナルサポートセンター南部 (南風原町)	098-851-7105
ひきこもり	八重瀬町役場 社会福祉課	098-998-9598
こころの相談	八重瀬町社会福祉協議会 【毎週木曜日 10時～12時、13時～15時】 ※祝日は休み	098-998-8411

※事前予約が必要な場合がございます。

【お問い合わせ】

■ 八重瀬町役場 社会福祉課

(八重瀬町字東風平 1188 番地)

TEL : 098-998-9598 FAX : 098-998-7164

■ 八重瀬町社会福祉協議会

(八重瀬町字東風平 1318 番地 1)

TEL : 098-998-4000 FAX : 098-998-8999

第3次八重瀬町地域福祉(活動)統合計画の詳細は、下記 URL または QRコードよりご覧いただけます。

● 八重瀬町役場 HP リンク

<https://www.town.yaese.lg.jp/docs/2015010600018/>

● QR コード



UD FONT

本文の主要部分には、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。